

防災に関する事業の後援名義使用許可申請の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の防災力の向上又は防災行政の推進を目的とした事業に対して、本市が後援の求めに応じることに関して必要な事項を定めるものとする。

(後援の要件)

第2条 市が後援する事業は、地域の防災力の向上又は防災行政の推進を目的としたものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (2) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動であるもの
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (4) 参加対象が極めて限られた範囲のもの
- (5) 参加対象に対して過重の負担を負わせるもの
- (6) 市の行政運営に支障をきたすおそれがあるもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる、またはそのおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(後援の方法)

第3条 本市が行う後援の方法は、次に掲げるもののうち、市長が事業の内容に応じて適当と認めるものとする。

- (1) 宝塚市の名義の使用許可
- (2) 事業内容その他の事業に関する情報（次号において「事業内容等」という。）の広報たからづかへの掲載
- (3) 事業内容等の市ホームページ、SNS等での発信
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申請手続)

第4条 本市の後援を受けようとする者は、後援名義許可申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる事項を記入し、後援事業収支予算書（様式2号）を添えて、原則として、事業の開催日の2か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の主催者名
- (3) 事業の実施日時
- (4) 事業の実施場所
- (5) 事業の参加対象者
- (6) 事業の目的及び内容
- (7) 事業に伴う費用徴収の有無

(8) 他の団体、機関等の後援、協賛等の予定

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(後援の決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、後援の可否を決定し、後援を決定した場合は、申請者に後援名義使用承認書(様式3号)により通知する。

2 市長は、後援の決定に際し、条件を付することができる。

(内容の変更及び決定の取消し)

第6条 後援を受けた者は、後援の決定後において、申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出て、申請内容変更の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める手続を怠り、又は決定に際し付した条件に反する事項があったときは、後援の決定を取り消すことができる。

(事業報告書等の提出)

第7条 後援を受けた者は、事業の終了後速やかに、後援事業実施報告書(様式4号)及び後援事業収支決算書(様式5号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。